

京都市消防吏員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第168号

京都市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

京都市消防吏員服制規則の一部を次のように改正する。

別表1 胸章の款階級章の項中「布製」を「合成皮革製」に改め、同表1 帽子の款合冬帽の項制式の目及び夏帽の項制式の目中「皮製」を「合成皮革製」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)